国産農産物消費拡大対策事業補助金交付要綱

制定27食産第5517号平成28年4月1日農林水産事務次官依命通知

改正 平成28年10月11日 28食産第2724号 改正 平成29年 3月31日 28食産第6107号 改正 平成30年 3月28日 29食産第5421号 改正 平成31年 3月29日 30食産第4615号

(通則)

第1 農林水産大臣は、国産農産物消費拡大対策事業実施要綱(平成28年4月1日付け27食産 第5516号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)に基づいて行う事業に要す る経費に対し、予算の範囲内において、事業実施主体(実施要綱第3に規定する事業実施主 体をいう。以下同じ。)に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係 る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)、補助金等 に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「令」という。) 及び農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。) に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助率及び流用の禁止)

第2 第1に規定する事業の経費及びこれに対する補助率は、別表の経費の欄及び補助率の欄に掲げるところによるものとし、同表の区分の欄に掲げる事業に係る補助金は相互流用してはならないものとする。

(申請手続)

- 第3 規則第2条の農林水産大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号のと おりとする。
- 2 前項の申請書は、農林水産大臣(以下「大臣」という。)に正副2部を提出するものとする。
- 3 事業実施主体は、第1項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第4 規則第2条の農林水産大臣が定める交付申請書の提出期限は、毎年度大臣が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第5 大臣は、第3の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付 すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、事業実施主体に対しその旨を通知する ものとする。

(申請の取下げ)

第6 事業実施主体は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

(契約等)

- 第7 事業実施主体(地方公共団体以外の事業実施主体に限る。2及び3において同じ。)は、 補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する 契約を締結し、大臣に届け出なければならない。
- 2 事業実施主体は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般 の競争に付さなければならない。ただし、当該補助事業の運営上、一般の競争に付すること が困難又は不適当である場合は、指名競争等に付し、又は随意契約をすることができる。
- 3 事業実施主体は、前項の契約をしようとする場合には、当該契約に係る一般の競争若しく は指名競争による入札又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者 に対し、別記様式第2号による指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申 立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

- 第8 事業実施主体は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書正副2部を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
 - (1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第9に規定する軽微な変更を除く。
 - (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第9に規定する軽微な変更を除く。
 - (3) 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。
- 2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件 を付することができる。

(軽微な変更)

第9 規則第3条第1号イ及びロの農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の 欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第10 事業実施主体は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、 又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業が予定の期間内に完 了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書 類正副2部を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(概算払請求)

第11 事業実施主体は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第4号の概算払請求書正副2部を大臣に提出しなければならない。なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降とする。

(状況報告)

第12 事業実施主体は、補助事業の交付決定に係る年度の12月末日現在において別記様式第5号により補助金遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月末までに正副2部を大臣に提出しなければならない。ただし、別記様式第6号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

(実績報告)

- 第13 規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、事業実施 主体は、補助事業を完了したときは、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日 のいずれか早い日までに、実績報告書正副2部を大臣に提出しなければならない。
- 2 第3第3項ただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第3第3項ただし書の規定に該当した事業実施主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3第3項ただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第8号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに大臣に報告するとともに、大臣の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により大臣に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第14 大臣は、第13第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。
- 2 大臣は、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

- 第15 大臣は、第8第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及 び次に掲げる場合には、第5の規定による交付決定の全部若しくは一部を取消し又は変更す ることができる。
 - (1) 事業実施主体が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 事業実施主体が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 事業実施主体が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適切な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第14第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第16 事業実施主体は、補助対象経費(補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入 の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第17 取得財産等のうち令第13条第4号の農林水産大臣が定める機械及び重要な器具は、1件 当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、規則第5条に規定する処分制限期間(以下「処分制限期間」という。)とする。

- 3 事業実施主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようと するときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
- 4 前項の承認については、第16第2項の規定を準用する。

(補助金の経理)

- 第18 事業実施主体は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 事業実施主体は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 事業実施主体は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前二項に規定する帳簿等に加え、別記様式第9号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(交付決定額の下限)

第19 交付決定額の下限は、3,500万円とする。ただし、交付先の選定を公募により行うとき及び交付決定者が特に必要と認めるものについては、この限りでない。

附則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 日本の食魅力再発見・利用促進事業補助金交付要綱(平成25年5月16日付け25政第33号) は、廃止する。なお、廃止前の同要綱により平成27年度までに又はその翌年度以後に繰り越 して実施した事業については、なお従前の例による。
- 3 国産農畜産物・食農連携強化対策事業費補助金(食育推進事業費)交付要綱(平成20年4月1日付け19消安第14411号)は、廃止する。なお、廃止前の同要綱により平成27年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、平成28年10月11日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

別表(第2、第9関係)

別表(第2、)	おり 渕(水)								
					重	要力	よ変	更	
区 分	経	費	補助	率	経費の	配分	事業	の内	容
						更	\mathcal{O}	変	更
国産農産物消費拡大対策事業					補助 要する約 30%を 増減				
国産農産物消費拡大事業									
日本の食 消費拡大 国民運動 推進事業	事業実施主体が実施事業を行うのに要する		定	額					
	1 食の魅力発掘に めの国民運動推進 (1)推進企画費 (2)体験・展示企画 (3)シンポジウムコ	実施費			経費の(3)の相るとという。 おいま はいま はいま はいま はいま はいま はいま はいま はいま はいま は	(1)か 経費 間にお いぞれ の30%			
	2 地域の食の絆強((1) コーディネータ・(2) コーディネータ・				経費の 掲げ(2)の 相る は を 超える を 超える	1)及 経費 間にお いぞれ の30%			

別記様式第1号(第3関係)

平成〇〇年度国産農産物消費拡大対策事業補助金交付申請書

番 号 年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地 団体名 代表者の役職及び氏名

印

平成○○年度において、下記のとおり事業を実施したいので、国産農産物消費拡大対策事業補助金交付要綱第3の規定に基づき、補助金○○○○○円の交付を申請する。

記

- (注)事業実施計画書の内容に変更がない場合には、次の I 及び II の記載は、省略するものとする。
- I 事業の目的
- Ⅱ 事業の内容及び計画
- (注)事業の目的及び事業の内容については、国産農産物消費拡大対策事業実施要綱第5に基づき承認された事業実施計画のうち、個別事業関係の計画を添付すること。

Ⅲ 経費の配分及び負担区分

性負の能力及	し見たたり			
			区分	
区分	補助事業に要する 経費	国庫	その他	備考
	(A) + (B)	補助金 (A)	(B)	
○○○事業	円	円	円	
火回玄曲女杵				
※国産農産物消費 拡大対策事業補助 金交付要綱の別表				
の区分の欄に掲げる区分及び経費の				
欄に掲げる事業と その経費を記載す				
る。				

- (注) 1 区分の欄には、事業実施主体ごとに必要な事業を記載すること。
 - 2 備考欄には、事業実施主体ごとに、消費税仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

IV 収支予算

1 収入の部

区	分	本年度予算額	前年度予算額	比	較	備考
	Л	个十尺丁异识	刊十尺丁异识	増	減	NHI 77
国庫	浦助金	円	円	田	円	
2 3 4 6 6 7 8 9 10 <tr< td=""><td>の他</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr<>	の他					
	H					

2 支出の部

<u> </u>	H la						
区	分	本年度予算額	前年度予算額	比	較	備	考
	カ	平中及 / 异朗	刊 宁 及了异银	増	減	7)用	4
○○○事業	費	円	円	円	円		
※大付のび事載を選挙のというでは、	補助金交 表の区分 る区分及 に掲げる						
合	計						

(注) 該当する事業についてのみ作成すること。

V 補助事業の完了予定年月日

VI 添付書類

- 1 事業実施主体の定款 (定款のない団体にあっては、これに準ずるもの)
- 2 事業実施主体の当該事業年度の事業計画及び収支予算(これらの定めのない団体にあっては、これらに準ずるもの)
- 3 実施設計書
- 4 工事雜費內訳明細書(別紙)
- ※1 添付書類のうち、国産農産物消費拡大対策事業実施要綱第5に基づき承認された事業 実施計画の添付書類として提出したものは、添付を省略することができる。
- ※2 上記3・4の添付書類について、事業によって必要ない場合又は事業により作成する ものは省略できる。

(別紙)

工事雜費內訳明細書

工種又は施設区分	工事雑費	うち旅費		うち食糧	費
	000円	0	00円	С	00円
		内訳		内訳	
		○○会議出席	青	○○会議費	
		回数		回数	
		人数	〇人	人数	〇人
		○○指導		○○説明会	
		回数		回数	
		人数	〇人	人数	〇人

(注) 工種又は施設区分ごとに記入すること。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

事業実施主体 殿

所在地 商号又は名称 代表者の役職及び氏名

印

当社は、貴殿発注の○○契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から○○契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- (注1) ○○には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- (注2) この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方 支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。 ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総 合事務局を含む。
- (注3) 「指名停止の措置等」には、指名停止の措置のほか、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令を含む。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第3号(第8関係)

平成○○年度国産農産物消費拡大対策事業補助金変更等承認申請書

番 号 年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地 団体名 代表者の役職及び氏名

印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により補助金の交付決定の通知があった事業について、下記のとおり変更したいので、国産農産物消費拡大対策事業補助金交付要綱第8の規定に基づき申請する。

記

(注) 1 記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。

この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、補助金等の交付の決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、省略する。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したものに変更があった場合 についてのみ添付すること。

2 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「事業変更承認申請書」を「事業中止(廃止)承認申請書」と、「変更」を「中止(廃止)」と置き換えること。

別記様式第4号(第11関係)

平成○○年度第○四半期国産農産物消費拡大対策事業補助金概算払請求書

番 号 年 月 日

農林水産大臣 殿

官署支出官 農林水産省大臣官房予算課経理調査官 殿

所在地 団体名 代表者の役職及び氏名

钔

平成○○年○○月○○日付け○○第○○号で補助金の交付決定の通知のあったこの事業について、下記により金○○円を概算払によって交付されたく請求する。

記

平成〇年〇月〇日現在

	補助事業に要する	(A) 国庫補助	(B 既受領		(C 今回請		(A)-((B 残客		事業完 了予定		
区分	経費	金	金額	出来高	金額	〇月〇 日迄予 定出来 高	金額	〇月〇 日迄予 定出来 高	年月日	備	考
	円	円	田	%	田	%	田	%			
計							·				

- (注)1 補助事業等により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添付すること。
 - 2 補助事業等の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。
 - 3 区分の欄には、別記様式第1号の記の「Ⅲ 経費の配分及び負担区分」に記載された 事項について記載する。

別記様式第5号(第12関係)

平成〇〇年度国産農産物消費拡大対策事業補助金遂行状況報告書

番 号 日

農林水産大臣 殿

所在地 団体名 代表者の役職及び氏名

印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号により補助金の交付決定の通知があった事業について、国産農産物消費拡大対策事業補助金交付要綱第12の規定に基づき、その遂行状況(平成〇年〇月末日現在)を下記のとおり報告する。

記

		事	事業の遂行状況(平成○年○月○日現在)							
区分	総事業費	平成〇年〇 完了したも	月〇日までに の		平成○年○月○日以降に 実施するもの					
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日					
	円	円	%	円						

- (注)1 区分の欄には、別記様式第1号の記の「Ⅲ 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
 - 2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第6号(第12関係)

平成○○年度国産農産物消費拡大対策事業補助金概算払請求書

番 号 年 月 日

農林水産大臣 殿

官署支出官 農林水産省大臣官房予算課経理調査官 殿

所在地 団体名 代表者の役職及び氏名

钔

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により補助金の交付決定の通知があったこの事業について、国産農産物消費拡大対策事業補助金交付要綱第12の規定に基づき、平成〇年〇月末日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

また、併せて金○○円を概算払によって交付されたく請求する。

記

平成〇年〇月〇日現在

		(A)	(B)		遂行状	(C)		(A)-((B)	+(C))	事業完		
	総事業費	国庫補助	既受領	額	況報告	今回請求	 	残額	į	了予定		
区分		金	金額	出来高	平成〇	金額	〇月〇	金額	〇月〇	年月日	備	考
区分					年〇月		日迄予		日迄予		7月	45
					末日の		定出来		定出来			
					出来高		高		高			
	円	円	円	%	%	円	%	円	%			
計												

- (注)1 補助事業等により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添付すること。
 - 2 補助事業等の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。
 - 3 区分の欄には、別記様式第1号の記の「Ⅲ 経費の配分及び負担区分」に記載された 事項について記載すること。

別記様式第7号(第13第1項関係)

平成○○年度国産農産物消費拡大対策事業補助金実績報告書

番 号 年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地 団体名 代表者の役職及び氏名

印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号により補助金の交付決定の通知があった事業について、下記のとおり実施したので、国産農産物消費拡大対策事業補助金交付要綱第13第1項の規定により、その実績を報告する。

(また、併せて精算額として○○○円の交付を請求する。)

記

事業計画の承認に当たり提出した申請書と記載及び添付書類が重複し省略した場合は、「記」以下を下記の(注)に置き替える。

- (注) 1 事業の実績が、交付申請の内容と同様のときは、「なお、事業の 実績内容等は、交付申請の内容と同様であった。」旨加筆し、事業 計画書の添付は省略すること。
 - 2 軽微な変更があったときは、交付決定を受けた事業計画書のコピーに変更箇所を加筆修正し添付すること。
 - 3 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿 等の写しを添付すること。
- I 事業の目的
- Ⅱ 事業の内容及び実績

Ⅲ 経費の配分及び負担区分

経費の配分及び負担区	.分				
区 分	補助事業に要した 経費 (A+B)	負 担 国 庫 補助金 (A)	区 分 その他 (B)	備	考
○○○事業	円	H	円		
※国産農産物消費拡大要が消費を開いております。 ※国産農産物消費の別ののでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般					

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」 を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税 額」をそれぞれ記入すること。

V 収支精算

(1)収入の部

区分	本年度精算額	本年度予算額	比	較	備考
	个十尺有弃识	个十尺	増	減	畑グ
国庫補助金 その他	円 	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

<u> </u>	分	本年度精算額	本年度予算額	出 増	較減	備考
		円	円	<u>增</u> 円	円	
合	計					

(注)区分の欄は、「Ⅲ 経費の配分及び負担区分」に記載された事業名を記載する。

VI 添付書類

- (注)1 この実績報告書は、当該報告に係る補助金交付申請書ごとに作成すること。 2 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又 は帳簿の写しを添付すること。このほか、交付申請書又は変更等承認申請書に添付したものから変更があったものについては、必要書類を添付すること。
 - 3 実績報告書の提出に際し、請求書により額の確定を行った経費については、補助金 受領後1箇月を目途に事業者への支払いを励行するものとする。なお、支払いが完了 した場合には、別途報告するものとする。

別記様式第8号(第13第3項関係)

平成〇〇年度国産農産物消費拡大対策事業補助金消費税仕入控除税額報告書

番 号 年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地 団体名 代表者の役職及び氏名

印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号により補助金の交付決定の通知があった国産 農産物消費拡大対策事業補助金について、国産農産物消費拡大対策事業補助金交付要綱第13第 3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 適正化法第15条の補助金の額の確定額 金○○○○円 (平成○○年○○月○○日付け○○第○○○号による額の確定通知額)
- 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金〇〇〇〇〇円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 金○○○○円
- 4 補助金返還相当額 (3の金額から2の金額を減じて得た額) 金○○○○円
- (注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。 なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。
 - ・消費税確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)
 - ・消費税確定申告書付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
 - ・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる 資料も併せて提出すること)
 - ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
 - (注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
 - (注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。 なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付 すること。
 - ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
 - ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、 事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、 免税事業者であることを確認できる資料
 - ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税 確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の収受印等のあるもの)
 - ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第9号(第18関係)

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名

事	業 実 施	年 度	平	成 年度	<u>:</u> -	,	農林水産省所	管補助金名							
事業	事	業	の内	容	エ	期	経	費の	区	分	処分制	限期間	処分	の状況	備
種類	事業種目	事業主体	施設区分	設置場所	着 工 年月日	竣 工 年月日	総事業費	負	担 区	分	耐用年数	処分制限	承 認 年月日	処分の内容	考
1至5只	7八压口	予 人工計	//四次二分	以 巨物///	年月日	年月日	心子不具	国庫補助金	都道府県費	その他	11017/13 3/	年月日	年月日	/C/J *>1 J-U	,
							円	円	F	円 円					
	計														
	計														
	計				_	_									

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 - 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 - 3 備考欄には、譲渡先、貸付先、抵当権の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 - 4 この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって代えることができる。